

松江市告示第 153 号

松江市地域公共交通会議設置要綱（平成 20 年松江市告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 26 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(協議事項) 第 2 条 略 (1) 略 (2) <u>自家用有償旅客運送</u> の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 略 (交通会議の構成員)	(協議事項) 第 2 条 略 (1) 略 (2) <u>市町村運営有償運送</u> の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 略 (交通会議の構成員)
第 3 条 略 (1) 松江市長又はその指名する <u>者</u> (2) 島根県地域振興部交通対策課長又はその指名する <u>者</u> (3)・(4) 略 (5) 中国運輸局島根運輸支局長又はその指名する <u>者</u> (6) 略 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転 <u>者</u> が組織する団体 (8) 略	第 3 条 略 (1) 松江市長又はその指名する <u>職員</u> (2) 島根県地域振興部交通対策課長又はその指名する <u>職員</u> (3)・(4) 略 (5) 中国運輸局島根運輸支局長又はその指名する <u>職員</u> (6) 略 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転 <u>手</u> が組織する団体 (8) 略
<u>2 自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、前項の委員に加えて、協議を行う自</u>	

家用有償旅客運送の運行予定区域において現に家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうち、その代表者が指名するものを交通会議の委員とする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2～7 略

8 交通会議の庶務は、松江市歴史まちづくり部交通政策課において処理する。

9 略

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおき、前条第1号 \_\_\_\_\_の委員をもって充てる。

2～7 略

8 交通会議の庶務は、 \_\_\_\_\_歴史まちづくり部交通政策課において処理する。

9 略

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。